

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで  
② 昭和40年10月から41年3月まで

昭和39年の年明け早々、私がA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①は、町内会館で常会の時に、私が妻と母の保険料と一緒に町内会長に納付した。

申立期間②は、B区で営んでいた豆腐店に集金に来た区役所職員に妻が現金で納付した。

申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は、3か月及び6か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険との切替手続も適切になされているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人の妻及び同居の継母の保険料は納付済みであるとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶は具体的かつ鮮明である。

また、A市役所の回答から、申立人の主張どおり、申立期間当時、町内会館で町内会長が国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

3 申立期間②について、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立人

の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間について、社会保険事務所の記録では未納であるにもかかわらず、A市役所の国民年金被保険者名簿では納付済みであるなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、B区役所からの回答により、申立期間当時、申立人の主張どおり、区役所職員の訪問による国民年金保険料の収納業務が行われていたことが確認できる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から同年3月までの期間、43年6月から44年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月から同年3月まで  
② 昭和43年6月から44年3月まで  
③ 昭和45年1月から同年3月まで

20歳になったとき、区役所から加入勧奨の葉書が届き、区役所で加入手続を行った。その後アパートの近くにあった区の出張所で国民年金保険料を納付していた。出張所で納付したことを鮮明に記憶しているのに、加入当初から未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中に未納期間が無く、厚生年金保険との切替えも適切に行うなど、保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和43年3月と推認され、この時点では申立期間①の保険料を現年度納付することが可能であったのにもかかわらず、納付意識の高い申立人が保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入動機及び保険料納付についての記憶は具体的かつ鮮明である上、申立人に国民年金の加入を勧めた両親も国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、区の回答では、当時の保険料は3か月単位の印紙納付方式が原則であったとしているところ、社会保険事務所の記録では、昭和43年4月及び5月の2か月分の保険料納付が確認できるなど、行政側の記録管理が適切に行わ

れていなかった可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年8月までの期間、平成5年11月から同年12月までの期間、6年4月、6年12月から7年1月までの期間、7年4月、7年6月から同年7月までの期間、7年9月から同年10月までの期間及び8年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から52年8月まで  
② 平成5年11月から同年12月まで  
③ 平成6年4月  
④ 平成6年12月から7年1月まで  
⑤ 平成7年4月  
⑥ 平成7年6月から同年7月まで  
⑦ 平成7年9月から同年10月まで  
⑧ 平成8年6月から同年8月まで

昭和49年ころ、親に国民年金に加入するように勧められて、A市役所で加入手続を行った。申立期間①は、当時居住していたB県C区で保険料を納付していたはずである。申立期間②から⑧は、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたので未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和49年ころ自身でA市役所において加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年9月21日にB県C区で払い出されたことが確認できるとともに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立内容は不自然である。

また、申立人は当初、当時A市に居住していた母親が保険料を納付してくれたとしていたが、「A市で納付した」、「B県で納付した」と申立内容を変

更する等、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②から⑧について、申立人は当初、納付書に現金を添えて1か月ごとに銀行で納付していたとしていたが、妻が納付していたと申立内容を変更するなど申立期間当時の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、当時一緒に納付していたとする申立人の妻も一部の期間（平成7年7月）を除き、保険料が未納である。

さらに、申立人又は妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から51年3月までの期間及び56年7月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から51年3月まで  
② 昭和56年7月から62年6月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間①は、次兄が国民年金の加入手続と保険料納付を行っており、昭和40年ころの保険料額は、1か月200円から300円くらいだった記憶がある。

申立期間②は、自分が基本的に毎月（2～3か月毎の時もあった。）納付しており、自分が保険料を納付できないときは、従業員に頼んだこともあった。

妻は、夫が国民年金保険料を納付していれば、将来、大丈夫だと思い、国民年金の加入及び保険料の納付を行っていなかったと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする次兄も既に他界しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月20日に払い出されたことが確認でき、この時点において申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できないとともに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

2 申立期間②について、申立人の妻も保険料は未納であり、この点について、申立人は妻の年金については自分の保険料を払っていれば大丈夫と思い納付していなかったとしているが、社会保険庁の記録では、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、昭和 51 年 4 月から 56 年 6 月までの期間は、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が保険料の納付を依頼したことがあるとする従業員及び一緒に納付していたと推定される妻からの証言が得られないため、保険料の納付状況が不明である。

3 さらに、いずれの申立期間についても申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から60年10月まで

昭和50年5月から60年10月までの国民年金加入記録と保険料納付記録が無いとの通知を受けたが納付できない。結婚した45年12月当時、国民年金は任意加入であることを知っていたが、冠婚葬祭互助会の会費を集めていた人に「収入があるなら国民年金に加入した方がいいですよ」と言われ、長女出産後の50年5月ころに加入手続を頼んだ。その後、毎月（たまに2か月のときもあり）その人に保険料を払い、領収書を受け取っていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年5月ころに国民年金に加入したとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は61年7月に払い出されていることが確認でき、申立期間は任意加入の未加入期間であるため、保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、地区の集金人に保険料を納付したとしているが、A市からは申立期間当時、申立人が居住していた地区に納付組織は存在しなかったとの回答があり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、他に保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 5 日から 40 年 10 月 1 日まで  
昭和 35 年 8 月から 40 年 9 月まで A 社に勤務していた時の厚生年金保険について、40 年 11 月 22 日に脱退手当金として受け取ったとされているが、受給した覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 1 日から 29 年 3 月 25 日まで (A 株式会社)  
② 昭和 29 年 5 月 4 日から 30 年 8 月 4 日まで (株式会社 B 社)  
③ 昭和 32 年 8 月 5 日から同年 10 月 25 日まで (株式会社 B 社)

社会保険事務所に記録照会をしたが、A株式会社と株式会社B社での厚生年金保険の加入記録がどうしても納得できない。

当時、給与から社会保険料が控除されていたと記憶しているが、給与袋、給与明細書等は捨ててしまった。当時の資料は何も残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務期間に関する記憶は曖昧であり、中学卒業後すぐにA株式会社に就職したと主張しているが、昭和 26 年 5 月 1 日時点で申立人は 14 歳であることから (申立人の中学卒業は 27 年 3 月)、申立期間①の当初より同社に勤務していたとは考え難い。

また、同社はすでに全喪し、事業主も亡くなっており、証言を得ることができた同僚一人も申立人がいつから同社に勤務していたか記憶していないとしていることから、申立人の主張以外、申立期間①についての勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人は株式会社B社に勤務していたと主張しているが、申立期間の大半である昭和29年7月6日から30年2月25日までの間は、A株式会社での被保険者期間であり、申立人が当該期間にA株式会社に勤務していなかった旨の証言等も無いことを踏まえると、当該期間において申立人が株式会社B社に在籍していたとは考え難い。

また、申立人は、A株式会社を退職後、間もなく株式会社B社に転職したとしているが、同僚二人は、同社においては試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかったと証言しており、事実、入社約6か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚がみられる。

さらに、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③について、同僚から申立人の退職時期についての明確な証言は得られない上、株式会社B社の後継会社には当時の記録は残っておらず、申立人の主張以外、申立期間③についての勤務実態を確認することができない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月22日から23年春ころまで

私は、昭和18年11月21日から23年春ころまで、A株式会社B工場に勤務した記憶がある。当該工場は20年9月22日にC株式会社に権利移転（買収）されたが、私は引き続きそのまま当該工場に勤務していた。

申立期間当時、守衛所にあった出入時刻の記載されたタイムカードの枚数を見た感じだと、200人以上の従業員が勤めていたと思う。そのような大きな会社が厚生年金保険料を納付しなかったとは思えないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び同僚の証言から、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間も当該工場に継続して勤務していた事実が確認できない。

また、社会保険庁の記録では、C株式会社B工場は、昭和21年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年5月1日までは適用事業所であったことが確認できない。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の同僚4人のうち3人は既に他界しているため、当時の状況を聴取することができないが、当該3人のうち二人は、C株式会社B工場での厚生年金保険加入記録は確認できず、そのうち一人は別会社での厚生年金保険加入記録が存在している。また、4人のうち一人は昭和21年5月1日からC株式会社B工場の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるが、この一人は、A株式会社B工場にいた時は申立人の名前を聞いたことはあるが、申立期間については退職していたのではないかと証言している。

加えて、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日までと思うが、A社またはB社に勤務していた。給与明細はなく給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうか覚えていないが、確かに当該事業所に勤務していたのでよく調査してもらいたい。また、退職後は運転手の仕事をしていたため失業給付を受けていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立事業所であるA社又はB社の社長の氏名及び一緒に住み込みで勤務していたとする同僚の氏名の記憶が無く、申立人の従兄が「申立人が申立事業所に勤務していたことを申立人から聞いた。」と証言しているほかに、当該事業所に勤務していたことを確認できる資料がない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、社会保険庁の記録から、A社（旧C社、D社に名称変更）及びB社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立期間当時、いずれかの事業所に勤務していた複数の者に聴取しても、申立人が勤務していたとする証言は得られず、事業所の所在地や従業員数も申立内容と一致していないことから、両者は申立てに係る事業所ではないものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、D社及びB社はいずれも既に全喪しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等が確認できる資料を得ることができないなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 11 日から 43 年 4 月 23 日まで

昭和 42 年に学校を卒業し、同年 3 月 11 日から 43 年 4 月 22 日まで A 株式会社に勤務していた。当時、健康保険被保険者証は交付されていなかったが、1 か月 2,500 円くらいの保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、当時、男性社員の定着率が悪かったため、1 年くらいは厚生年金保険に加入させていなかったと証言しており、事実、申立期間に近接する時期に同社で厚生年金保険に加入している他の男性社員 4 人は、入社後 6 か月から 5 年の間、厚生年金保険に未加入であったことが確認できる。

さらに申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 36 年 12 月 26 日から 37 年 6 月 30 日まで

船員保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③は船員保険に加入した事実が無いとの回答があった。

当該期間は漁船の乗組員として勤務しており、船員保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、船主と当時の船長の証言から、申立人が申立事業所所有のA丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、船主は、A丸は30トン未満の漁船で船員保険の適用範囲外であり、申立期間においては適用事業所となっていなかったと証言しているところ、事実、当該事業所が申立期間当時に適用事業所となっていた記録は確認できない。

### 2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人が申立事業所所有のB丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、当該事業所が適用事業所であった記録は無く、当時の船長及び同僚も申立期間における船員保険の加入記録を確認することはできない。

また、船主は既に他界しており、申立てに係る事実を確認することはできない。

### 3 申立期間③について、当時の船長の遺族の証言から、申立人が申立事業所

所有のC丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、申立事業所の申立期間に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証番号に欠番も無い。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 さらに、申立人はいずれの申立期間においても給与から船員保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 8 月まで

私は、昭和 42 年から 43 年ころまで、職人として、有限会社 A 社に勤めていた。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、有限会社 A 社に勤務していたことは認められるが、その時期は、当時の事業主及び同僚の証言から、昭和 40 年代後半ころから 50 年代までの間のいずれかの期間であるとみられ、申立期間に申立人が同社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、勤務していた期間が昭和 40 年代後半ころから 50 年代までのいずれかの期間であったとしても、申立人は、45 年 4 月から 59 年 4 月までの期間については国民年金保険料を納付している上、申立人は、厚生年金保険との重複納付により、国民年金保険料を還付された記憶は無いとしており、社会保険庁にも申立人に係る国民年金保険料の還付記録は無い。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所に係る被保険者原票には、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的記憶を有しておらず、保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 4 月 5 日から同年 7 月 24 日まで  
③ 昭和 57 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 57 年 11 月 9 日から 58 年 3 月 1 日まで

県教育委員会の辞令交付で厚生年金保険に加入・未加入があるのはおかしい。同じ小学校に2回勤めているが、加入・未加入があるのは不自然であり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A小学校長保管の履歴書により、申立人が臨時職員として、申立期間①においてB小学校、申立期間②及び④においてC小学校、申立期間③においてD小学校に勤務していたことが確認できる。

しかし、E教育事務所は、申立期間当時、厚生年金保険の加入は強制ではなく加入するかどうか話し合っていたと証言しており、事実、当該事業所から提出された給料個票には、申立期間①、②及び④について「加入せず」との記載がある。また、当該事業所は、申立期間③について「当時の資料が残っていないため不明であるが、採用期間が2か月を超えないため、厚生年金保険に加入させていなかったものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 4 月まで

私は、昭和 36 年 11 月から 40 年 4 月までの期間において、毎年冬期間の出稼ぎでA社に計 4 回勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 37 年 10 月から 38 年 4 月までの期間について加入記録が無いとの回答を得たが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同郷から毎年冬期間の出稼ぎで申立事業所に一緒に勤務した同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、毎年冬期間、当該事業所に一緒に勤務していたとする同僚 2 名は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、同期間は国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る資料を保有しておらず、申立てどおりの届出をしたかは不明であるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は高校卒業後の昭和 43 年に上京し、A 事業所に就職した。同店では、店頭での販売や配達等をしていたが、就職してから 46 年に退職するまでの間、業務内容や勤務時間に変更は無かった。また、見習期間があったかどうかもわからない。20 歳のころ、腰を痛め、自身の保険証か何かを用い、保険診療を受けたような覚えがある。

昭和 46 年に実家の家業を手伝うために退職したが、申立期間が厚生年金保険被保険者であったかどうか、再調査・確認を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人が挙げた同僚 3 人の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所が厚生年金保険適用事業所であったことが確認できない上、申立人は A 事業所の関連会社である B 株式会社において、昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、これ以前の申立期間①において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できず、申立人が挙げた同僚 3 人も申立人と同様に、45 年 9 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、社会保険庁の記録によると、上記の同僚 3 人のうちの二人は、申立期間①当時は国民年金に加入し、そのうち一人については保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保

除料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA事業所の関連会社であるB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、喪失年月日が昭和46年4月1日と記載されている上、戸籍の附票において、46年5月1日に実家のあるC市に住所を移したことが確認でき、46年4月以前に同店を退職していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月まで  
② 昭和 42 年 8 月から 44 年 1 月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A有限会社に勤務していた申立期間①及びB有限会社に勤務していた申立期間②が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。有限会社ならば厚生年金保険適用事業所であるに決まっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA有限会社における勤務実態は確認できるが、同社は昭和 38 年 9 月まで社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の同僚も申立期間については同社における厚生年金保険への加入が確認できない。

また、申立期間②について、申立人のB有限会社における勤務実態は確認できるが、同社が厚生年金保険適用事業所であったことが確認できず、同社もそのことを認めている上、申立人の同僚も申立期間については同社における厚生年金保険への加入が確認できない。

さらに、申立人は申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで  
A社を一旦退職し転職したが、A社の人事担当が直接自宅に来て再入社を依頼され再入社した。  
再入社後の期間を厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間中において、A社に勤務していたことは推認できるが、勤務していた期間が特定できない。

また、社会保険事務所保管の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の再取得の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主は他界しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。